

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○地方独立行政法人法施行細則.....（人事課）	1
○北海道科学技術審議会条例施行規則の一部を改正する規則.....（科学技術振興課）	2
○北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則.....（医療政策課）	3
○北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（医療政策課）	5
○北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則.....（産業振興課）	6
○北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則.....（産業振興課）	7
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則.....（産業振興課）	7
○農地法施行細則の一部を改正する等の規則.....（建築指導課）	7
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....（住宅課）	8
○北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則.....（労働委員会事務局総務審査課）	8
訓 令	
○単純労働職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令.....（人事課）	9

規 則
地方独立行政法人法施行細則をここに公布する。 平成19年3月30日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第35号 地方独立行政法人法施行細則 （趣旨）
第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、道が設立する地方独立行政法人（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。 （業務方法書に記載すべき事項）

第2条 法第22条第2項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- （1）業務委託の基準
- （2）競争入札その他契約に関する基本的事項
- （3）その他法人の業務の執行に関して必要な事項
（中期計画の認可の申請）

第3条 法人は、法第26条第1項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
（中期計画の記載事項）

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- （1）施設及び設備に関する計画
- （2）人事に関する計画
- （3）積立金の使途
- （4）その他法人の業務運営に関し必要な事項
（年度計画の記載事項等）

第5条 法第27条第1項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該年度計画に係る事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
（各事業年度の業務の実績報告）

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（中期目標期間終了後の事業報告書の記載事項）

第7条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書においては、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標期間の業務の実績報告）

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（財務諸表）

第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号。以下「告示」という。）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第10条 法第34条第4項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 次号に掲げる法人以外の法人 5年
- (2) 法第68条第1項に規定する公立大学法人 6年

（剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認手続）

第11条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項の残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第12条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、同項の次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
- (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、法第40条第4項の積立金がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（納付金の納付の手続等）

第13条 法人は、法第40条第6項の残余があるときは、同項の規定により納付する残余（以下「納付金」という。）に係る告示に定める計算書に、同項の残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に定める書類を重ねて提出することを要しない。

2 納付金は、前項の次の事業年度の知事が別に定める日までに納付しなければならない。
（短期借入金の認可の申請）

第14条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他必要な事項

（重要な財産の処分等の認可の申請）

第15条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額）
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

（会計処理）

第16条 知事は、法人が業務のため取得しようとし、又は取得した償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定を受けた償却資産について、当該指定に係る事由が存しなくなったと認められる場合には、当該指定を取り消すことができる。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 法人の成立の際法第67条第1項の規定により法人に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第16条第1項の規定による指定があったものとみなす。

北海道科学技術審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第36号

北海道科学技術審議会条例施行規則の一部を改正する規則

北海道科学技術審議会条例施行規則（昭和28年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（会議）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第37号

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和37年北海道規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「及び学長」を削り、同条中「、札幌医科大学保健医療学部及び札幌医科大学保健医療学研究科」及び「及び札幌医科大学の学長（以下「学長」という。）」を削る。

第2条の3を削る。

第2条の2の見出しを「（特定施設）」に改め、同条中「第2条第2号」を「第2条第3号」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第6号中「国立高度専門医療センター及び」を削り、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6）介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設

第2条の2第7号を削り、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（指定市町村）

第2条の2 条例第2条第3号に規定する規則で定める市町村は、次のとおりとする。

（1）町及び村

（2）条例第2条の修学資金の貸付を受けようとする者が最初に貸付決定を受けた日の属する年度の4月1日において公表されている統計法（昭和22年法律第18号）第4条第1項の国勢調査の結果による人口が1万人未満の市

（3）過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をその区域とする市

（4）辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地を有する市のうち同法第3条の規定により総合整備計画を定めているもの

第2条の4第4号中「国立高度専門医療センター及び」を削る。

第2条の5を削る。

第3条第1項中「一般修学資金又は条例第2条の2の特別修学資金（以下「修学資金」という。）」を「修学資金」に改め、「、学長」を削り、同条第2項第3号中「看護学院」の次に「、医科大学又は医科大学大学院」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）戸籍謄本又は住民票の写し

第4条第3項中「及び学長」を削る。

第5条の2第1号中「又は第7条の2第2項」を削り、同条第2号中「又は第8条の2」を削る。

第6条の2中「又は第7条の2第1項」を削る。

第6条の3第1項中「又は第7条の2第3項」を削る。

第6条の4を削る。

第7条第1項中「若しくは第2項又は第7条の2第1項若しくは第2項」を「又は第2項」に改め、同条第4項中「及び学長」を削る。

第8条中「並びに第7条の2第1項及び第2項」を削る。

第9条第1項中「一般修学資金」を「修学資金」に改め、同条第2項を削る。

第10条中「及び第8条の2」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第11条第3項中「及び学長」を削る。

別記第1号様式中
「北海道立衛生学院長
札幌医科大学長
北海道知事」様を
「北海道立衛生学院長
（北海道知事）様」に、
「一般特別

「（1）本 籍 地
住 所
氏 名
生 年 月 日 年 月 日
職 業
修学資金」を「修学資金」に、
（2）本 籍 地
住 所
氏 名
を

生年月日 年 月 日
職 業

- 「(1) 本 籍 地
(2) 住 所
(3) 氏 名 に改める。
(4) 生年月日 年 月 日
(5) 職 業

別記第1号様式中「北海道立衛生学院長
札幌医科大学長」様を「北海道立衛生学院長
(北海道知事)」様に、

「第1保証人 本 籍 地
住 所
本人との関係
氏 名
第2保証人 本 籍 地
住 所
本人との関係
氏 名

に、「一般修学資金」を「修学資金」に、「助産師として同条例及び同規則で
特別

印」

定められた」を「助産師として道内の病院その他の」に改める。

別記第3号様式中「その1」を削り、

看護	一般修学 資金分				
学科	特別修学 資金分				

看護学科				
------	--	--	--	--

改め、同様式その2を削る。

「北海道立衛生学院長

別記第4号様式中「平成」を削り、
「札幌医科大学長」様を
「北海道知事」様に、

「北海道立衛生学院長 様 氏 名印」を「保証人住所
(北海道知事)」に、保証人住所 氏名 氏名 氏名
氏名 氏名

名印」に改め、「(うち特別修学資金分 円)」を削る。

別記第5号様式中「平成」を削り、
「北海道立衛生学院長
札幌医科大学長」様を
「北海道知事」様に、

「北海道立衛生学院長 様に、「年 月 日生」を「年 月 日」に改め、
(北海道知事)」に、「(うち特別修学資金分 円)」を削る。

別記第6号様式中「平成」を削り、
「北海道立衛生学院長
札幌医科大学長」様を
「北海道知事」様に、

「北海道立衛生学院長 様に、「年 月 日生」を「年 月 日」に改める。
(北海道知事)」に、

別記第7号様式中「平成」を削り、
「北海道立衛生学院長
札幌医科大学長」様を
「北海道知事」様に、

「北海道立衛生学院長 様に、「第7条第3項
(北海道知事)」を「第7条第3項」に改める。

別記第8号様式中「平成」を削り、
「北海道立衛生学院長
札幌医科大学長」様を
「北海道知事」様に、

「北海道立衛生学院長 様に、「年 月 日生」を「年 月 日」に、「第7条
(北海道知事)」に、「第7条
第1項(第2項)
の2第1項(第2項)」を「第7条第1項(第2項)」に改め、「(うち特別修学資金分
円)」を削る。

別記第9号様式中「平成」を削り、
「北海道立衛生学院長印
(札幌医科大学長)」を「北
海道立衛生学院長 印」に改め、同様式末尾注の2の事項を削り、同注1の事項を同注の事

項とする。

「北海道立衛生学院長
別記第10号様式中「平成」を削り、〔札幌医科大学長〕様を
〔北海道知事〕」
「北海道立衛生学院長
（北海道知事）様」に、「年 月 日生」を「年 月 日」に改め、
「（うち特別修学資金分 円）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に最初の貸付を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第38号

北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則（昭和38年北海道規則第143号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第2項第4号中「住民票の謄本」を「住民票の写し」に改める。
第6条第1項第6号中「第3号」を「第5号」に改める。
第7条中「又は第2号」を「から第4号まで」に改める。
第7条の2を次のように改める。

（特定施設）

第7条の2 条例第7条第3号の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項及び第2項の規定に基づき許可を受けた病床数が200床未満の病院
- (2) 医療法第7条第1項及び第2項の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
- (3) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設
- (5) 児童福祉法第7条第6項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設第7条の3及び第7条の4を削る。

第7条の5中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同条第2号中「第1条の5第1項」を「第1条の5第2項」に改め、同条第4号中「国立高度専門医療センター及び」を削り、同条を第7条の3とする。

第8条中「及び第2号並びに」を「から第4号までの規定及び条例」に改める。

第9条中「第11条」を「条例第11条」に改める。

「6 連帯保証人

- (1) 本 籍 地
住 所
氏 名
生 年 月 日

年

別記第1号様式中

- (2) 本 籍 地
住 所
氏 名
生 年 月 日
職 業

年

「6 連帯保証人

- (1) 本 籍 地
- (2) 住 所
- (3) 氏 名
- (4) 生 年 月 日
- (5) 職 業

年 月

月 日
を
月 日
」

に改める。

日
」

「連帯保証人 本 籍 地
住 所
本人との関係
氏 名

別記第1号様式の2中

を

連帯保証人 本 籍 地
住 所
本人との関係
氏 名

「連帯保証人 本 籍 地
住 所
本人との関係
氏 名

に改める。

「連帯保証人 住所

氏名

別記第3号様式中「平成」を削り、

連帯保証人 住所

氏名

「連帯保証人 住所

に改める。

氏名

別記第4号様式から第6号様式までの規定中「平成」を削り、「年 月 日生」を
「年 月 日」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「平成」を削る。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に最初の貸付の決定を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に最初の貸付を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第39号

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則
北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則（昭和32年北海道規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中 「 6 治具中ぐり盤 8,220円

340円 を 「 6 削除

「 28 その他の加工及び工作機械 600円以下

上 29,480 1,720円以下 を 「 28 加熱プレス 600円
29 その他の加工及び工作機械

1,230円 50円
円以上29,480 1,720円以下 「 95 その他の試験及

び測定機器 600円以上29,480 1,720円以下 を 「 95 スモークマ
96 2軸押出機
97 電子線プロ
98 その他の試

シーン 2,520円 160円
2,990円 630円
ープ分析装置 8,030円 950円
験及び測定機器 600円以上29,480 1,720円以下 に改め、同別表の

3の表中 「 18 その他の検査機器 600円以上29,480 1,720円以下

「 18 ICP発光分光分析装置 7,530円
19 その他の検査機器 600円以上29,480 1,720円

1,620円
以下

に改める。

別表第2の3の表中

(12) 金銀	同
(13) 白金族	1件1成分ごとに

14,600円
20,400円

を「(12)及び(13) 削除

に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第40号

北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則

北海道創造的中小企業育成条例施行規則（昭和61年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

別表第1号を次のように改める。

1	研究開発補助事業	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、特許実施費、先行技術等調査費その他研究開発を行うために特に必要と認められる経費	対象経費の2分の1以内の額（その額が500万円を超えときは、500万円。ただし、技術改善に係る研究開発については、250万円を超えときは、250万円）	
---	----------	--	---	--

別表第5号中「年1.9パーセント」を「年2.1パーセント」に、「年1.5パーセント」を「年1.7パーセント」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第41号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

赤外分光光度計	5,050円
---------	--------

320円

を「赤外分光光度計
近赤外分光蛍光光度計

5,050円
4,900円

320円
160円

に改める。

別表第2の2の表中

赤外分光分析	1件ごとに
--------	-------

7,550円

を「赤外分光分析
近赤外分光蛍光分析

7,550円
4,900円

に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

農地法施行細則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第42号

農地法施行細則の一部を改正する等の規則

（農地法施行細則の一部改正）

第1条 農地法施行細則（昭和45年北海道規則第137号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式4の事項中

住宅金融公庫		金 融 機 関
銀 行	を	
親 せ き		

に改め、同事

項の注2の事項中「借入金等」を「借入金」に、「借受先」を「借入先」に改める。

別記第8号様式5の事項中

住宅金融公庫		金 融 機 関
銀 行	を	
親 せ き		

に改め、同事

項の注2の事項中「借入金等」を「借入金」に、「借受先」を「借入先」に改める。

（住宅金融公庫融資住宅建設工事審査等業務取扱規則の廃止）

第2条 住宅金融公庫融資住宅建設工事審査等業務取扱規則（昭和49年北海道規則第15号）は、廃止する。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の農地法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の農地法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第43号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の項中「5,573」を「5,613」に改め、同部室蘭市の項中「668」を「657」に改め、同部音更町の項中「105」を「64」に改め、同別表の2の表管理事務所の部札幌市の項中「5」を「6」に改め、同部小樽市の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の表道公営住宅の部札幌市の

項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第44号

北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道労働委員会事務局の組織に関する規則（昭和41年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事務局の組織に同表の中欄に掲げる職を置くことができる。その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職 名	職 務
課	参 事	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。
	主 査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理する。

第5条に次の1項を加える。

- 前2項に定めるもののほか、事務局又は課に必要なに応じて次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 名	職 務
参 与	上司の命を受け、特命事項を処理する。
副 参 与	上司の命を受け、特命の事務に従事する。
調 査 員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務に従事する。
指 導 主 任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。
主 任	上司の命を受け、担任の事務を処理する。
主 事	上司の命を受け、事務に従事する。
速 記 士	上司の命を受け、速記に関する事務に従事する。

第5条の2及び第6条を削る。

第7条中「第5条、第5条の2及び前条第1号に定める職は事務吏員のうちから、前条第

2号に掲げる職は吏員」を「前条に定める職は、職員」に改め、同条を第6条とする。
別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

訓

令

北海道訓令第7号

本 庁
出 先 機 関

単純労務職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

単純労務職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の勤務時間等に関する規程(昭和41年北海道訓令第6号)の一部を次のように改正する。

本則中「及び休暇並びに」を「、休暇、」に、「職員がその1歳」を「当該職員がその3歳」に、「一部を」を「一部について」に改め、「いう。）」の次に「、修学部分休業(当該職員が北海道職員等の修学部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第4号)第2条第2項各号に掲げる教育施設における修学のため、同条第3項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)及び高齢者部分休業(当該職員が当該職員に係る定年退職日(同法第28条の2第1項に規定する定年退職日をいう。)から北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第5号)第2条第2項に規定する期間さかのぼった日後の日で、当該職員の申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。))」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

